

【別紙様式】

<p>茨木市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。</p>			
事業名	<p>応急診療所管理運営事業</p>		
総事業費 (千円)	<p>29,652千円</p>	<p>交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)</p>	<p>29,652千円</p>
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高槻島本夜間休日応急診療所に対し、夜間・休日における初期救急医療機関として医療体制（三島二次医療圏における小児救急医療広域体制）を堅持する必要があるため、運営継続に必要な費用を支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 上半期の患者実績等を勘案し、算定した運営継続に必要な費用（120,000千円）を三島二次医療圏を構成する3市1町で締結した協定に基づき応分に負担する。</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 （公財）大阪府三島救急医療センター（高槻市を通じて） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 高槻島本夜間休日応急診療所の指定管理者であるため。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症禍においても、三島二次医療圏における安定した初期救急医療体制の確保ができる。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>同診療所においては、新型コロナウイルス感染症禍における受診控え等により、令和2年度上半期（4月～9月）の患者数が、対前年度比で59%減少しており、運営の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>同診療所の指定管理者である（公財）大阪府三島救急医療センターに対する指定管理料を増額する本事業は、新型コロナウイルス感染症禍における初期救急医療体制（三島二次医療圏における小児救急医療広域体制）の維持を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		